

項目	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	三井住友銀行のアンサーホームユースサービス（VALUX対応版）利用規定（2020年3月改定）	三井住友銀行のアンサーホームユースサービス（VALUX対応版）利用規定（2024年8月改定）
2		なし	三井住友銀行のアンサーホームユースサービス(VALUX対応版)利用規定(以下「本規定」という。)、は、「三井住友銀行のアンサーホームユースサービス（VALUX対応版）」（以下「本サービス」という。）について当行所定の申込その他の手続を行った法人または個人事業主につき、当行が本サービスの利用を承諾し所定の手続(以下、かかる手続が完了した法人または個人事業主を「契約者」という。)を行い、本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間において本規定が適用されるものとし(なお、契約者および当行間において締結される本規定に基づく本サービスの利用に関する契約を、以下、「本利用契約」という。)、本規定に記載の本サービスの内容については、契約者の申込内容によっては一部制限される場合があります。
3	1. 三井住友銀行のアンサーホームユースサービス（VALUX対応版）	(1) アンサーホームユースサービス（VALUX対応版）の内容 「三井住友銀行のアンサーホームユースサービス（VALUX対応版）」（以下「アンサーホームユースサービス」という。）とは、契約者の占有・管理する「アンサーホームユース端末」（以下「端末」という。）を用いた依頼に基づき、振込・振替手続（以下「振込・振替サービス」という。）または契約者の口座情報の提供（以下「照会サービス」という。）を行うサービスをいうものとします。 (2) 使用できる端末 端末は、パソコンのうち当行所定の環境を備えた端末に限ります。 (3) 依頼方法 契約者は、端末を用いて依頼を行うに際しては、三井住友銀行のアンサーホームサービス申込書兼手数料引落依頼書（以下「申込書」という。）にて届け出た、契約者が占有・管理するVALUX接続IDの端末より、当行所定の当行事務センター宛依頼内容を送信してください。 (4) サービス取扱日 アンサーホームユースサービスの取扱日は当行所定の時間内とします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。 (5) 取扱手数料 アンサーホームユースサービスの利用にあたっては、当行所定の取扱手数料（消費税を含む。）をいただきます。この場合、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、申込書の手数料ご決済口座から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。	(1) アンサーホームユースサービス（VALUX対応版）の内容 本サービスとは、契約者の占有・管理する「アンサーホームユース端末」（以下「端末」という。）を用いた依頼に基づき、振込・振替手続（以下「振込・振替サービス」という。）または契約者の口座情報の提供（以下「照会サービス」という。）を行うサービスをいうものとします。 (2) 使用できる端末 端末は、パソコンのうち当行所定の環境を備えた端末に限ります。 (3) 依頼方法 契約者は、端末を用いて依頼を行うに際しては、三井住友銀行のアンサーホームサービス申込書兼手数料引落依頼書（以下「申込書」という。）にて届け出た、契約者が占有・管理するVALUX接続IDの端末より、当行所定の当行事務センター宛依頼内容を送信してください。 (4) サービス取扱日・取扱時間 本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。 (5) 取扱手数料 本サービスの利用にあたっては、当行所定の取扱手数料（消費税を含む。）をいただきます。この場合、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、申込書の手数料ご決済口座から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。
4	2. 振込・振替サービス	(7) 振込・振替資金及び振込手数料の引落 ①当行は、契約者が支払うべき振込・振替資金および振込手数料を、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、貯蓄預金規定、通知預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、支払指定口座より引落します。	(7) 振込・振替資金及び振込手数料の引落 ①当行は、契約者が支払うべき振込・振替資金および振込手数料を、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、通知預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、支払指定口座より引落します。
5		(10) 取引内容の確認 ①振込・振替サービスによる取引後は、契約者は、速やかに普通預金通帳、貯蓄預金通帳、通知預金通帳、自動つみたて定期預金通帳等への記入、または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取引内容を照会してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちにその旨をお取引店に連絡してください。	(10) 取引内容の確認 ①振込・振替サービスによる取引後は、契約者は、速やかに普通預金通帳、通知預金通帳、自動つみたて定期預金通帳等への記入、または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取引内容を照会してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちにその旨をお取引店に連絡してください。
6	4. 免責事項	(1) 通信手段の障害等 当行の真によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、契約者は、振込・振替内容確認画面の確認コードを送信した後に回線等の障害により取扱いが中断した場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店に確認してください。 (2) 端末の不正使用等 当行が振込・振替サービスまたは照会サービスの依頼を受けた際、送信された暗証番号、支払指定口座番号、VALUX接続IDおよび受取人番号等と、申込書の暗証番号、支払指定口座番号、VALUX接続IDおよび受取人番号等との一致を確認して取扱いをした場合は、当行は送信者を契約者とみなし、アンサーホームユース用通信ソフト、端末、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。	(1) 通信手段の障害等 当行の真によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害により、取扱いが遅延または不能となった場合、もしくは当行が送信者のVALUX接続ID等を確認できないことを理由にサービスの依頼を受け付けられない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、契約者は、振込・振替内容確認画面の確認コードを送信した後に回線等の障害により取扱いが中断した場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店に確認してください。 (2) 端末の不正使用等 当行が振込・振替サービスまたは照会サービスの依頼を受けた際、送信された暗証番号、支払指定口座番号、VALUX接続IDおよび受取人番号等と、申込書の暗証番号、支払指定口座番号、VALUX接続IDおよび受取人番号等との一致を確認して取扱いをした場合は、当行は送信者を契約者とみなし、アンサーホームユース用通信ソフト、端末、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。 (3) 印鑑照合 契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認め取扱いを行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 (4) 記録の保存 本サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。 (5) 情報の開示 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。 (6) その他 ① 当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。 ② 当行は、契約者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。 ③ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものと、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重大過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。 ④ 本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めに帰さない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 ⑤ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者が本サービスを契約者自身で占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
7	5. 届出の変更等	暗証番号、支払指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面によりお取引店宛直ちに届出のものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(1) 届出事項の変更 暗証番号等届出事項内容に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面または方式により取扱店宛た直ちに届出のものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 変更事項の届出がない場合の取扱い 上記(1)に定める、届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
8	6. 解約等	(1) 本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書面によるものとします。 (2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (3) 支払指定口座が解約されたときは、その口座に関する本契約は解約されたものとみなします。 (4) 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。 ① 1年以上にわたり振込・振替サービスの利用がない場合。 ② 3ヵ月以上にわたり照会サービスの利用がない場合。 ③ 契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。 (5) 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。 ① 当行に支払うべき本サービスの手数料を2ヵ月連続して支払わなかったとき。 ② 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあったとき。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき。 ③ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において契約者の所在が不明となったとき。	(1) 解約方法 本利用契約は当事者の一方の都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。 (2) サービス利用口座の解約 サービス利用口座が解約されたときは、その口座に関する本利用契約は解約されたものとみなします。 (3) サービス中止事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本利用契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。 ① 3ヵ月以上にわたり本サービスの利用がない場合。 ② 契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。 (4) サービス解約事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。 ① 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。 ② 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。 ③ 前記6.(4) ①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合。 ④ 解散その他営業活動を休止した場合。 ⑤ 前記1.(5)に定める手数料等を2ヵ月連続して支払わなかった場合。 ⑥ 申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。 ⑦ 本サービスが法令等(マネー・ローダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合。 ⑧ 契約者が当行に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合。 ⑨ 契約者が当行に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合。 ⑩ 本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合。 ⑪ 1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合(但し、前記1.(5)に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます)。 ⑫ 相続の開始があった場合。 ⑬ 当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合。 (5) ソフトウェアの返却 この契約が解約された場合、契約者は当行から貸与を受けたソフトウェアを速やかに当行に返却してください。
9	7. サービスの停止及び廃止	なし	当行は、90日前の事前の通知（当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することも含むものとします）をもって本サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいささかの異議を述べず、かつ本サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。
10	8. 規定の準用	本契約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、貯蓄預金規定、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、当座勘定借越約定書により取扱いします。	本契約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、当座勘定借越約定書により取扱いします。
11	11. 権利・義務の譲渡・質入の禁止	なし	契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。
12	12. 準拠法と管轄	なし	本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専断的合意管轄裁判所とします。